

多久市長から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和 2 年 4 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 都市計画の種類及び名称

多久都市計画用途地域

2 縦覧場所

佐賀県県土整備部都市計画課